

令和7年度青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針 概要

背景

「青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」は、障害者優先調達推進法に基づき策定することとされており、平成25年度から毎年度策定している。令和7年度方針においては、取組事例の共有や職員研修を通じて取組の理解を図ることなどにより、引き続き、障害者就労施設等の受注機会増大を図ることとし、令和6年度の調達実績を上回ることを調達目標とする。

趣旨

市内の障害者の福祉的就労の安定及び雇用の推進を図ることを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を定める。

概要

1 適用範囲

市長の事務部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局、公営企業の事務部局

2 対象となる施設等

就労継続支援事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センター、特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、在宅障害者就労支援団体 等

3 調達目標

障害者就労施設等において対応可能な物品等を考慮した上で調達可能案件を掘り起こすなどにより、令和6年度の調達実績を上回ることを目標とする。 【令和6年度調達実績…出納閉鎖期間終了後確定】

4 基本的な考え方

- これまで調達実績のある印刷、クリーニング、食料品・飲料等について、引き続き積極的な調達を行うとともに、調達実績のない物品等の調達も検討するなど、できる限り幅広い分野から調達するよう努めるものとする。
- 物品等の調達に当たっては、国や本市における他の施策との調和を図るものとする。

5 留意事項

- 地方自治法施行令などの関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行う。
- 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、納期の設定等に配慮する。
- 上半期の調達実績の取りまとめを行い、下半期の調達見込に反映させる等により、調達目標の着実な達成に努める。
- 調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。
- 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置を講ずる。
- 提供可能な物品等に関する情報を収集し、リスト化して各部局等へ周知する。
- 指定管理者、公共サービス外部化制度導入業務受託者及び市が資本金等を出資している法人に対し、障害者優先調達推進法の趣旨を理解いただくよう、周知に努める。

6 その他

- 公契約における障害者の就業を促進するための措置として、「青森市障害者雇用促進企業からの物品等の調達に関する要綱」に基づき、障害者雇用に積極的な企業から物品等を優先して調達する取組を継続して実施する。
- 調達方針の策定・見直し、調達実績については、市ホームページ等により公表する。